

# 千葉県警察学校の運営に関する訓令

昭和43年1月1日

本部訓令第1号

〔沿革〕昭和46年4月本部訓令第2号、平成3年6月第10号、6年12月第13号、16年4月第10号改正

## 目次

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 入校、休学及び退校（第4条 - 第7条）

第3章 役員（第8条・第9条）

第4章 修業（第10条 - 第12条）

第5章 考査（第13条 - 第15条）

第6章 卒業（第16条・第17条）

第7章 処分（第18条・第19条）

第8章 雑則（第20条・第21条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、千葉県警察学校（以下「警察学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の心構え）

第2条 警察学校の職員は、常にその職責を自覚して、教養内容の充実改善を図り、もって教養目的の達成に努めなければならない。

（職員及び学生の服務基準）

第3条 警察学校職員（以下「職員」という。）及び警察学校学生（以下「学生」という。）の服務は、法令その他の規程に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第2章 入校、休学及び退校

（入校）

第4条 警察学校長（以下「学校長」という。）は、次の各号の一に該当する者を入校させるものとする。

(1) 初任科にあっては、新たに巡査に採用され、警察学校へ入校を命ぜられた者

(2) 初任総合科にあっては、職場実習を終了し警察学校へ入校を命ぜられた者

(3) 一般職員初任科にあっては、新たに一般職員として採用され、警察学校へ入校を命ぜられた者

(4) 巡査部長任用科、警部補任用科、一般職員主任任用科、一般職員係長任用科、部門別任用科（以下「任用科」という。）専科その他の課程については、所属長の推薦した者で、学校長が入校を許可した者

(5) 他官庁から委託を受けた者

（休学及び退校）

第5条 学生は、病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、学校長の許可を受けなければならない。この場合において、休学の期間が8日以上にわたる場合は、医師の診断書その他の理由書を提出しなければならない。

2 学校長は、第1項の休学期間が、全教養期間の4分の1以上を経過してなお休学を続ける者に対しては退校を命ずることができる。

（退校の申し出）

第6条 学生は、退校しようとするときは、その理由を申し出て、学校長の許可を受けなければならない。

（退校の処理手続）

第7条 学校長は、第5条第2項による退校を命じ又は前条による退校を許可しようとするときは、本部長に報告しなければならない。

第3章 役員

（役員）

第8条 初任科、初任総合科、一般職員初任科、任用科、専科その他の課程の別に総代、副総代、班長、その他の役員（以下「役員」という。）を置く。

2 役員は、学校長が任命する。ただし入校当初においては、学校長の指名した者にその職を代行させるものとする。

（役員の任務）

第9条 総代は、学生の代表として、職員と学生との連絡にあたるほか、学生間の融和協調を図り、学校生活の円滑な運営に努めなければならない。

2 副総代は、総代を補佐し、総代に事故があったときは、これを代行するものとする。

3 班長は、班員の親和を図り班を代表して総代に協力しなければならない。

#### 第4章 修業

##### (修業期間)

第10条 各課程の修業期間は、千葉県警察教養規則施行細則(平成15年本部訓令第8号)第4条に規定する期間とする。

2 初任科のうち修業期間を6か月とする課程(以下「初任科(短期課程)」という。)にあっては、全課程をもって1期とし、修業期間を10か月とする課程(以下「初任科(長期課程)」という。)にあっては、全課程を前期及び後期の2期に区分するものとする。

##### (実務研修)

第11条 学校長は、初任科の学生として入校中に、署における実務研修を行わせるものとする。

##### (部外講師)

第12条 学校長は、本部長の承認を得て、学識経験の豊富な部外者を講師として囑託することができる。

#### 第5章 考査

##### (考査)

第13条 学校長は、学生の成績を評定するため、学科考査、術科考査及び勤務考査を行わなければならない。ただし、一般職員初任科、任用科、専科その他の課程については、その全部又は一部を省略することができる。

2 考査の実施要領、評価等については、学校長が別に定めるものとする。

##### (考査の時期)

第14条 学科考査及び術科考査は、初任科(短期課程)、初任総合科、一般職員初任科、任用科、専科その他の課程にあっては卒業期に、初任科(長期課程)にあっては前期及び後期に、それぞれ行うものとする。

2 勤務考査は、服務、勉学態度及び寮生活の状況等について入校期間を通じて測定するものとする。

##### (成績の報告)

第15条 学校長は、初任科の考査終了後、速やかに成績表(別記様式第1号)を作成し、警務部長を経由して、本部長に報告しなければならない。

#### 第6章 卒業

##### (証書の授与)

第16条 学校長は、所定の課程を終了した学生に対しては、次に掲げる証書を授与する。

(1) 初任科及び一般職員初任科の学生 卒業証書(別記様式第2号)

(2) 初任総合科、任用科、専科その他の課程の学生 修了証書(別記様式第3号)

##### (優等賞等)

第17条 学校長は、研修成績が優秀等入校中に功労が認められる学生を表彰することができる。

2 第1項に定める表彰についての基準は、学校長が別に定めるものとする。

#### 第7章 処分

##### (処分)

第18条 学校長は、退校処分を行う場合には、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

2 謹慎及び説諭の処分は、学校長が別に定めるものとする。

##### (処分の審議)

第19条 学校長は、前条の処分をしようとするときは、あらかじめ、課長会議に諮り、その意見を徴して行なうものとする。

2 前項の課長会議には、必要に応じ担任教官、本人又は学生の代表者を出席させ、その意見を述べさせることができる。

#### 第8章 雑則

##### (成績の通知)

第20条 学校長は、初任科及び一般職員初任科の学生の卒業に際しては、学籍簿(別記様式第4号)を作成し、その写しを赴任先の所属長に送付するものとする。

##### (入寮の原則)

第21条 学生は、原則として警察学校内の寮に寄宿するものとする。

#### 附則

この訓令は、交付の日から施行する。